

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界ポストコロナにおける教育協力検討のための
情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00504

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて〆切日までに提出してください。
見積額については、別途指定した〆切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月23日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月23日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界ポストコロナにおける教育協力検討のための情報収集・確認調査(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書においては、消費税を加算して積算してください。¹（電子入札システム入力時は消費税を除いた金額を入力ください。）

(4) 契約履行期間（予定）：2020年12月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第1課 川合奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表
者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認め
ません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2020年10月14日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記 4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者
アドレス）

注 1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年10月23日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、電子入札システムで指定した締切日時（入札期限）までに電子入札システムにより送信してください。

※電子入札システムへの見積額入力期間は2020年11月12日（木）9時00分～2020年11月16日（月）17時00分とします。

イ 上記アによる応募者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、応募者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった応募者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）、別見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

- ・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト (<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。
- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。(移行期の暫定的な対応)

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で	40～60%

あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ（PDF）にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年11月17日（火） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

※電子データ（PDF）で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

（４）契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

（１）評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年12月1日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

（２）契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者

編) (平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン (コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景

開発途上国においては、基礎教育の就学率が過去20年間で大幅な上昇を達成した一方で、大半の子どもは学校に通っても基礎的な学力を習得していない「学びの危機」が深刻な問題となっている。世界全体の約6割に相当する6.17億人の子ども（初等及び前期中等の就学適齢期の児童・生徒）が最低限の読解・算数スキルを身につけておらず、特にサブサハラアフリカ及び南アジア地域でその問題が深刻である（UNESCO 2017）。

新型コロナウイルスの感染拡大により（以下、コロナ禍）、世界の学びの危機はさらに深刻化し、子ども達を分断している。国連開発計画（UNDP）は、人間開発指数が1990年の統計開始以降初めて低下すると予測する（UNDP 2020）。教育においては、学校閉鎖により、就学機会（schooling）及び継続的に学ぶ機会（learning）の損失が懸念されている。世界銀行によると、コロナ禍により5か月間学校を閉鎖した場合、学習内容に応じて調整した就学年数が7.9年から最低7.3年へと0.6年失われると推計されている。また、低中所得国の前期中等教育の学齢層のうち、最低限の読み書き・計算ができない生徒の割合はそれまでの40%から50%に増える可能性がある。さらに、コロナ禍に伴う生計手段の喪失・世帯収入の減少により、初等・中等教育における退学者数は700万人近くに上ると試算されているが、なかでも女子等の社会的不利な立場にある人々を中心に教育格差が拡大する恐れがある（World Bank 2020）。

これら脆弱層を底支えするツールとしても、そして今後の「新常態社会」における学習の在り方においても、教育における情報通信技術（以下、ICT）の利活用は今まで以上に重要な課題になっている。ただし、途上国でインターネットにアクセスできる層は約20%に限られるため、その制約による格差拡大も懸念される。

日本政府は、G20の議長国として2019年に発表した「拡大版SDGsアクションプラン2019」の中で「持続的な未来実現のための『教育×イノベーション』イニシアティブを打ち出した。そこでは、人間の安全保障の観点から、イノベーションも活用し、質の高い教育へのアクセスを高めるとともに、女子など最も脆弱な立場にある人々への包摂的な教育機会を確保することを約束している。今般のコロナ禍により、このイニシアティブを実現する重要性は一層高まっており、女子や不就学者への対応やICTを活用した教育を推進する具体的方法を検討する必要がある。

各分野の具体的な背景については以下の通り。

(1) 女子教育

1990年のジョムティエン会議以降、教育における男女間格差の解消とジェンダー平等の達成に向けて様々な国際的取り組みが行われてきた。しかし、アフリカや南アジアを中心とする低所得国では、初等教育を修了する女子は3分の2に満たず、前期中等教育の修了率は僅か34%に留まっている等、未だ初等・前期中等教育へのアクセスだけでなく、教育を受ける過程においても大きな課題がある（World Bank 2018）。

さらにコロナ禍に伴って、学校という安全な場所を失った女子は家庭内労働の負担増や家庭内暴力・性的搾取、早期結婚・妊娠などのリスクにさらされている（UNESCO 2020）。世帯収入の急減は子どもの早婚の可能性を高めることが分かっており、またエボラ出血熱流行時には一部の地域で十代の妊娠率が65%も増加した（World Bank 2020）。このように、今般のコロナ禍による学校閉鎖や世帯収入の減少は特に女子への負のインパクトが非常に大きい。

日本政府は、「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月策定）のなかで、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力として、「女子教育支援（教育におけるジェンダー格差の是正）」を重点分野の一つに掲げている。また2019年5月のG7伊勢志摩サミットでは、参加国が女性の活躍推進に向けた行動指針に合意し、教育におけるジェンダー格差と固定観念の撤廃（例えばSTEM分野への女子の参加促進）や、女子の学習環境の改善と質の高い教育（初等・中等・高等・職業教育）に対する障壁への対処等にコミットしている。しかし、JICAが「ジェンダー格差の是正」を明示的な目標として取り組んだ教育協力の事例は少ないため、学校現場における男女格差（アクセス、学習成果等）の是正に有効なアプローチを開発・展開していくにあたって先ずナレッジの整理・蓄積・共有が求められている。

(2) 不就学者（児童労働を含む）

不就学者（Out of School Children）は、世界に約2億5,840万人（UNESCO 2018）が存在しているとされており、学びの改善の最大の障壁であるとされている（World Bank 2018）。児童または若者が学校に行けない、または行ったとしてもドロップアウトして不就学者になる原因は、貧困、紛争や天災等様々あるが、その中でもどの開発途上国においてもほぼ共通に存在する最大の原因のひとつが児童労働である。

児童労働は、1973年採択の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（ILO第138号）、1999年採択の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（ILO第182号）等の国際条約で禁止されており、SDGsターゲット8.7（以下、SDG8.7）においても2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃することが謳われている。国際社会の取組により、児童労働者数は減少傾向にあるものの、世界では児童全体の9.6%に当たる1億5,200万人が児童労働に従事していることから、SDG8.7の達成が危ぶまれており（ILO 2016）、ひいてはSDG Goal4の達成

にも大きな負の影響が発生しうる。加えて、今般の世界的なコロナ禍により、極度の貧困に陥る子どもが4億人以上いると推定されており、学校閉鎖等で教育が受けられない状況により、過去15年ではじめて児童労働が増加し、それにより不就学者が増加する可能性があることが指摘されている（ILO 2020）。

JICAはこれまで、無償資金協力事業による学校建設等を通じた教育のアクセス改善の取り組みを通じ、不就学者の減少に貢献してきた。他方、上記の背景等も踏まえ、学校建設等では容易にアプローチできない児童労働をはじめとした不就学者をターゲットとした教育セクターからのアプローチを考案することにより、更なる不就学者の減少に取り組むことが求められている。

(3) ICT

SDGsに係る諸課題の解決における科学技術イノベーション（STI）の役割は、SDGsに関する国連STIフォーラムが2016年以降毎年開催されていることから見受けられるように、近年国際的な期待が高まっている。我が国においても、同年に決定された「SDGs実施指針」及び2019年改定版の中でSTIが優先課題として掲げられ、多様な分野における課題の解決に不可欠な要素として位置づけられている。

特に教育分野については、G20大阪サミットやTICAD7等を通して『持続可能な未来実現のための「教育×イノベーション」イニシアティブ』がアクションプランとして提言され（SDGs推進本部2019）、途上国における質の高い教育へのアクセス向上と、女子など最も脆弱な立場にある人々への包摂的な教育機会の確保のためのイノベーションの活用が重要視されている。また、コロナ禍による各国の学校閉鎖に伴い、教材のデジタル化や遠隔教育の質的・量的整備のニーズは急速な高まりを見せている。

JICAではこれまで、民間連携分野における本邦企業技術の提案型普及・実証事業としての理数科教材やeラーニングシステムの展開事例は見受けられるものの、技術協力や無償・有償資金協力事業で明示的にICT利活用が扱われてきた案件は多くなく、上記の背景等を踏まえ、現場の文脈において妥当かつ有効なICT利活用型教育協力アプローチを考案し、子どもの学びの改善に取り組む必要がある。

なお、プログラミング教育やメディアリテラシー教育をはじめとした情報教育はICT教育と密接・相互に関連するものの、本調査では対象としない。他方で、ICT利活用の対象者は学習者に限られず、教員研修や学校運営等を含め、教育協力のアプローチとしてより包括的に検討することとする。

2. 調査の目的

本調査は、①女子教育、②不就学者（児童労働を含む）、③ICT（以下「対象3分野」）について、ポストコロナを見据え、以下を目的とした調査を行う。

- (1) 対象3分野の現状・必要な対策に関する国際的な議論（アカデミックな議論を含む）に関する情報収集
- (2) 主要ドナー（世界銀行、UNICEF、UNESCO、米・英・仏等）や、国際的イニシアチブ（GPE等）による短・中期的な支援の方針・内容（コロナ禍以前の支援及びコロナ禍を踏まえた支援の両者）に関する情報収集
- (3) 日本国内の政策・事例、海外展開に関心を持つ日本企業・NPO等の取組事例に関する情報収集
- (4) 上記1)～3)を踏まえたJICAの比較優位、短・中期的な支援策（具体的なアプローチ）の検討・提言
- (5) 関連基礎情報のデータベース²及び啓発教材の作成
- (6) 開発コンサルタント等の国内の開発パートナーを主な対象とする対象3分野に係る理解促進セミナーの実施

3. 現地調査対象国

現地調査は対象3分野それぞれ3カ国とし、以下の国を対象とする。³

- (1) 女子教育：パキスタン、マダガスカル、エジプト
- (2) 不就学者（児童労働を含む）：カンボジア、ガーナ、ヨルダン
- (3) ICT：パプアニューギニア、ナイジェリア、モザンビーク

4. 業務の範囲

「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査業務を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査対象分野

本調査では、上記「2. 調査の目的」に記載の通り、①女子教育、②不就学者（児童労働を含む）、③ICTを主な調査対象とし、①女子教育及び③ICTは就学前教育、初等教育、中等教育、並びに高等教育のすべての学習段階を、②不就学者については初等教育及び前期中等教育を対象としている。

なお、調査内容については「6. 業務の内容」にて詳述するが、調査対象国について対象3分野共通で調査すべき基本的な教育セクター情報は別紙の通りとする。

(2) 調査結果を踏まえた提言の整理方針

「2. 調査の目的」（4）の支援策の提言について、以下の方針で取りまとめることを想定している。より良い方針があると考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

- 1) JICAの協力事業に関する今後の短・中期的な方向性への提言

² ここで定義するデータベースとは、例えばエクセルで作成されたICT関連の事業を展開する日系企業のリストや、不就学者（特に児童労働）撤廃への効果測定方法集等である。具体的な案件形成の際の基礎資料として活用されることが想定されている。

³ 現地調査対象国は、本調査の契約時にJICA関係者と協議の上で確定される。

JICA 教育協力ポジションペーパー（2015 年 10 月）記載の方向性を考慮しつつ、国際的な潮流（これまでの大まかな歴史や最近のイニシアティブ等）や議論（政策のプロ・コンや開発効果のエビデンス等）、各分野における他の主要な開発パートナーの方針、日本における関連施策（特徴・強み・弱み等）を整理・分析した上で、JICA が今後対象 3 分野で行うべき短・中期的な方向性を提言することとする。

- 2) 今後（短・中期）の具体的な協力アプローチ（案）に関する提言
 協力アプローチ（案）の提案にあたっては、想定される対象国、スキーム、協力期間、投入（予算・人員・物品（教材等））、具体的な活動、期待される開発効果、効果想定方法、前提条件、留意点を含めること。また検討の際には、教育省の政策及び予算・行政官の能力、学校の現状（学校運営、インフラ、授業、教員の能力・モチベーション等）、コミュニティの現状（社会経済、保護者の学習支援、学校との協働の可能性等）など子どもの学習を取り巻く環境や JICA の各種スキームでの協力実績、他の開発パートナーの動向等も考慮すること。

提言内容については、現地調査対象国または現地調査対象国以外におけるメインコンポーネント（プロジェクト目標レベルに組み入れられる）になる場合とサブコンポーネント（成果のひとつまたは活動のひとつに組み入れられるレベル）になる場合が想定される。それぞれの大まかなまとめ方は以下例示の方針を想定している⁴。サブコンポーネントに組み込む場合は、JICA の既存案件をいくつかの類型に分け、その類型にサブコンポーネントとしてどのように組み込むかを示すことが期待される（上記 5.（2）1）と重なるが、よりアプローチ（案）の個別具体的なまとめとなることを想定）。

① メインコンポーネントとする場合
 【（例）女子教育】

アプローチ案	国際的議論	開発パートナー事例	日本の施策	JICA アプローチの具体的提案	必要となるデータベース・教材等
女子校設立支援	- 支援の歴史 - 女子校の効果のプロ・コン等	- 案件概要 - 成果 - 成果指標 - 測定方法等	- 特徴 - 強み - 弱み - 成果 - 成果指標等	- スキーム - 想定対象国 - 協力期間 - 投入 - 活動内容 - 開発効果等	・・・

⁴ 方針を一覧で示すために表の形にしているが、取りまとめの形は任意とする。

奨学金支援	・・・	・・・	・・・	・・・	
etc...	・・・	・・・	・・・	・・・	

② サブコンポーネントとする場合

【（例）不就学者】

JICA既存事業の類型	アプローチ案	国際的議論	開発パートナー事例	日本の施策	JICAアプローチの具体的提案	必要となるデータベース・教材等
学校運営改善	コミュニティ対象の啓発活動	- 効果のプロ・コン等	- 案件概要 - 成果 - 成果指標 - 測定方法 等	- 特徴 - 強み - 弱み - 成果 - 成果指標等	- スキーム - 想定対象国 - 協力期間 - 投入 - 活動内容 - 開発効果等	- 啓発のためのフライヤー ・・・
授業研究	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
etc...	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

(3) 現地調査回数・時期・調査方法

現地調査について、対象3分野それぞれについて3カ国（3分野で合計9カ国）、1カ国につき1回、3週間程度の実施を想定している。⁵

なお、契約締結時点で調査対象国すべてにおいて現地渡航が可能となる前提でプロポーザルを作成すること。ただし、コロナ禍の影響が長期化し、邦人業務従事者の現地渡航が制限される状況が続く可能性も想定されるところ、必要に応じて邦人業務従事者の監理の下、現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント・NGO等）を活用した調査体制を構築することとし、当該次善策もプロポーザルに記載すること。なお、当該記載は制限ページ数外とし、プロポーザル別紙としてまとめること。

(4) 調査進捗の確認プロセス

調査の過程で随時当機構と十分に協議すること。特に以下の段階においては、当機構関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

- 1) 調査計画書（案）作成時
- 2) 中間報告会
- 3) 各調査対象国出発前・帰国後（時期が近い場合はまとめることも可能）

⁵ より適切な調査期間があると考えられる場合は、プロポーザルで提案すること。

- 4) 最終報告会
- 5) 業務完了報告書（案）作成時

(5) 各国関係機関との関係

我が国 ODA を含む今後の協力の要否可否の検討はあくまでも本調査結果を踏まえて検討されることに留意すること。また、関係機関に協力をコミットすると受取られる発言等を行わないよう十分に注意すること。

(6) 基礎的な情報の収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料などは、インターネット等を活用して効率的に収集すること。また、現地調査対象国において、JICA や他の開発パートナー、外部機関などから十分な聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。

(7) 調査手法の追加等の提案について

業務の背景や目的に鑑みて、より良い調査方法があれば、プロポーザルで提案すること。それに応じた追加の業務量はプロポーザルで提案の上、必要な経費を本見積に含めること。ただし、それによる契約期間の延長は認めない。

(8) 女子教育の啓発教材開発

1) 啓発教材のテーマ・対象者・媒体

- ① テーマ：全調査対象国に共通する女子教育の課題・ニーズを考慮の上、ジェンダーギャップの是正に向けて。実現可能性が高く且つ効果の高い啓発アプローチを検討する。例えば、就学前・初等・中等・高等教育の就学促進、STEM 教育への女子の参加促進、あるいはジェンダー・バイアスに影響されないキャリア選択等がテーマとして挙げられる。（結果として、不就学や ICT にも関連するテーマとなる場合もあるが、必ずしも本調査 3 分野全てに関係するテーマでなくてよい）
- ② 対象者：啓発教材は主に児童・生徒・学生（就学前～高等教育）あるいは学校教員を対象とする。また、アプローチによっては、教員・保護者・コミュニティ等向けに、啓発教材の使用法や留意点を簡単に整理したマニュアル等も併せて作成すること。
- ③ 媒体：紙・デジタルは問わないが、例えば 5 分程度の映像、ゲーム型ワークショップ、ゲーム・アプリ、絵本、歌等、従来の JICA の技術協力では例が少ない革新的な啓発方法も積極的に検討すること。

2) プロポーザルにおける留意点

- ・教材のテーマ・内容・対象者・今後の技術協力等において想定される使用方法等について、現時点で想定されるアイデアをプロポーザルに記載すること。
- ・啓発教材は今後の技術協力プロジェクトのメイン或いはサブコンポーネントとして活用可能なものとし、本調査の国内調査期間中に啓発教材等を作成する。啓発教材は、全調査対象国に共通して 1 点のみとし、各調査対象国にそれぞれ作成する必要はない。

- ・なお、実際の啓発教材等の設計にあたっては JICA と十分に協議した上で進める。プロポーザル第 3 章「2. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)」は啓発教材等の作成も含めた想定である。⁶

6. 業務の内容

本業務の業務従事者は、対象 3 分野に関して、アカデミックの議論や国際的な潮流を十分に理解し、JICA、日本国内、並びに他の開発パートナーの協力事例・成果を十分に把握し、当該分野に係る情報収集・分析、及びそれらを基とした JICA への提言をはじめとした「2. 調査の目的」達成のために必要な以下の調査を行う。

(1) 対象 3 分野共通業務

1) 国内調査期間①

① 調査計画書の作成

対象 3 分野に関連する資料・情報（途上国の教育における現状や JICA 含む開発パートナーの援助潮流等）を整理し、本調査で想定される業務全体を把握する。なお、調査計画書（案）を作成した段階で、JICA 人間開発部及び関係部署と調査方針・内容について協議するための会議を持つこととする。

② 文献調査・本邦関係機関へのヒアリング

対象 3 分野について、基礎教育を中心とした人的資本分野を対象に、以下の項目を中心に文献調査及び本邦関係機関へのヒアリングを行う。これらを通じ、国際的な議論や他のアクターの援助方針・事例を収集・整理しつつ、効果が実証されたアプローチの成果や課題等の分析を行う。加えて、本邦の教育現場や JICA の過去の協力を通じて蓄積された成果や知見、及び日本の教育協力の比較優位性について整理する。

- ア) 対象 3 分野の現状や必要な対策に関する国際的な議論（アカデミックの議論を含む）に関する情報を収集する（文献レビューを想定、日本国内外問わず）。
- イ) 日本国内の教育現場における対象 3 分野に関連する法令、政策、事例等を収集する（文献レビュー及びインタビューを想定）。
- ウ) 開発途上国において対象 3 分野で活動している本邦企業及び本邦 NPO の事例収集を行う（文献レビュー及びインタビューを想定）。
- エ) JICA がこれまで対象 3 分野において基礎教育分野で実施してきた案件（草の根技術協力事業や民間連携事業等含む）の事例収集を行う（文献レビュー及びインタビューを想定）。
- オ) 他の開発パートナーの対象 3 分野に関する援助方針及び事例収集を行う（文献レビューを想定）。
- カ) 上記②ア)～オ) それぞれに関して整理したリストを作成する。
- キ) 別紙及び現地調査対象国において行われる下記 2) 記載の項目について、インターネット等を活用した情報収集により、国内調査期間中に可能な限り把握する。

⁶ 追加すべきと考える業務内容とそれに応じた追加の業務量があれば、根拠とともにプロポーザルで提案すること。

③ 中間報告会

国内調査結果をもとに、JICA 関係者に対して中間調査報告会を実施し、対象3分野に関する JICA の協力の方向性及び具体的なアプローチについての提案（初案）を説明し、同報告会の議論を踏まえて改訂する。同提案には、想定される協力期間、投入（予算・人員・物品）、具体的な活動、期待される開発効果、前提条件、留意点も含まれる。

2) 現地調査期間

① インセプション・レポート及び質問票の作成（2021 年 4 月上旬～4 月下旬）

調査対象国における調査の基本方針や日程等を含めたインセプション・レポート及び質問票を作成する。現地調査にあたっては、本レポートをもって、相手国政府関係者に調査の目的・概要を説明した上で、調査への協力を求めるものとする。また、本調査に関して技術的な助言を得るために、必要に応じて他援助機関に本レポートを共有し、現地調査前に意見交換を行う。なお、各国への現地調査前に、JICA 人間開発部及び関係部署と対象国個別の調査方針・内容について協議するための会議を持つこととする。

② 現地調査

現地調査の各対象国において、以下の項目を中心に文献調査及び本邦関係機関へのヒアリングを行う。これらの情報収集・分析を通じ、提言の検討を行う。

ア) 対象国の各在外事務所にて調査方針・内容を説明し、協議を行う。

イ) 教育省及び関係行政機関へのヒアリングや資料収集等を通じ、対象3分野に関する教育政策、法令、方針（特にコロナ禍後の）、これまでの成果、関連省庁の実施体制、関連する教員充足状況、関連する教員の研修状況、教員の関連能力の水準、教育機関における関連インフラ整備状況等の情報を収集する。

ウ) 対象3分野に関する他の開発パートナー及び関連する対象国民間企業の教育分野での活動状況、成果等の情報を収集する。

エ) 都市部及び地方部の踏査を行い、実情把握を行う。

オ) その他、別紙記載の情報収集を行う。

カ) 帰国前に対象国の各在外事務所にて、調査結果報告を行う。

キ) 帰国後に、JICA 人間開発部及び関係部署と対象国個別の調査結果報告を行う。

3) 国内調査②

① 協力の方向性及び具体的な協力アプローチへの提案の検討

本調査で収集した情報をもとに、対象3分野それぞれについて、JICA の協力の方向性及び具体的なアプローチ（案）についての更なる検討を行い、提言を作成する。協力アプローチ（案）のスキーム（技術協力・資金協力・民間連携等）は不問であり、新規のプロジェクトあるいは既存のプロジェクトへの包含等、柔軟に検討する。

- ② 最終報告会
調査結果及び JICA の協力事業の方向性及び具体的なアプローチ（案）について、調査対象国の JICA 在外事務所及び本部関係者に対し報告会を実施する。
- ③ 開発コンサルタント等を対象にしたセミナー
対象 3 分野に係る理解促進を目的とした開発コンサルタントや民間企業向けのセミナーを実施する。
- ④ （主に女子教育）広報活動
本調査結果を活用し、JICA ウェブサイト等の記事原稿（案）作成等の JICA の広報活動・成果発信に協力する。
- ⑤ （主に女子教育）啓発教材の開発
本調査で収集した情報をもとに、啓発教材を開発する。
- ⑥ 業務完了報告書の作成

（２）女子教育分野における追加業務

- 1) 国内調査①において、共通業務に加え以下の業務を行う。
 - 男女格差の実態（教育機会や学習成果の男女差、子ども・教員・保護者・コミュニティのジェンダー平等・女子教育の重要性に係る認識など）について、本邦で入手可能な資料を収集し、分析する。また、女子教育改善に取り組む援助機関や民間企業等が開発した既存の教材等の情報も収集し、教材開発の参考とする。
- 2) 現地調査において、共通業務に加え以下の業務を行う。
 - 子ども・教員・保護者・コミュニティのジェンダーについての理解度及びジェンダー観に影響を与える社会文化的背景等について情報収集する。また、ジェンダーを主管する官庁や女子教育分野の援助協調や啓発に取り組む団体（例えば UNGEI 等）からもヒアリングを実施する。
- 3) 国内調査②において、共通業務に加え以下の業務を行う。
 - 「5. 実施方針及び留意事項」（8）に記載のとおり、調査対象国において、女子に不利益なジェンダーギャップの是正に資する啓発教材を開発する。

（３）不就学者（児童労働を含む）分野における追加業務

- 1) 現地調査において、共通業務に加え以下の業務を行う。
不就学者の発生に影響を与える社会文化的背景等について情報収集する。

（４）ICT 分野における追加業務

- 1) 現地調査において、共通業務に加え以下を調査する。

ICT 全般を主に所掌する主管官庁等へのヒアリングや資料収集等を通じ、ICT 政策、ICT 技術を活用するための衛星通信を含むインターネット・インフラの現状と整備計画及びコスト、対象国の IT 人材の育成状況、その他遠隔教育を提供しうる既存のメディア（テレビ・ラジオ等）の情報を収集する。

7. 報告書等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち業務完了報告書を成果品とする。各報告書の記載項目は以下を想定しているが、最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

事前提出にあたっては、当機構が内容を確認するための十分な時間を確保すること（1ヶ月程度が目安）。それぞれの「提出時期」は、事前の当機構との協議結果が反映され、当機構が了承した内容の報告書提出の時期とする。

加えて、女子教育、不就学者（児童労働を含む）、ICT それぞれの分野ごとに報告書を作成すること（下記 1）調査計画書を分割するかは任意）。相互に関連する場合等、内容が重複する部分についてはそれぞれに記載すること。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、女子教育、不就学者（児童労働を含む）、ICT のセクターごとの必要部数である。先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1) 調査計画書

- 記載事項：①調査計画案（国内調査及び現地調査の基本方針、調査項目・内容、調査対象、作業工程、要員計画等）（和文）
②現地調査用の質問票案（英文）
③ファイナル・レポート目次案（和文）

分量目安：10 ページ程度（記載事項①に関し）

提出時期：契約締結後 1 か月以内

提出部数：和文 3 部（簡易製本）

※分野ごとに分けても、まとめても、いずれでも可

2) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査日程

分量目安：10 ページ程度

提出時期：最初の現地調査前 2 週間以内

提出部数：英文 3 部（簡易製本）

※女子教育、不就学者、ICT それぞれ作成すること
（対象国が重複する場合はまとめることも可）

※調査日程は国毎に作成すること

3) 業務完了報告書

記載事項：調査・検討の取りまとめ結果

分量目安：数十ページ

※2 ページ程度の要約を冒頭に記載すること

※添付資料は分量目安に含まれない

提出時期：2022 年 2 月上旬

提出部数：和文 5 部（製本）

英文 5 部（製本）

CD-ROM 3 セット

※女子教育、不就学者、ICT それぞれ作成すること

(2) コンサルタント業務従事月報

JICA が指定する様式により、関連資料を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに発注者に提出する。

(3) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは分野及び項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(4) その他の提出物

1) 議事録等

各調査報告説明・協議に係る議事録を作成し、発注者に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・在外事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) 教材等（主に女子教育）

協力アプローチ（案）に含まれる啓発教材等を、業務完了報告書と併せて提出する。

(5) 調査報告書の仕様

業務完了報告書は製本することとする。業務完了報告書以外の報告書は簡易製本とする。製本及び簡易製本は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき行うこととする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 関連規定・ガイドライン等」を参照のこと）。

別紙 1 共通調査項目

別紙 2 業務完了報告書目次案

共通調査項目

- (1) 政策、セクター計画等の実施状況、重点政策分野
- (2) 基礎教育及び乳幼児期のサービスのアクセス・質に係る現状と課題（ジェンダー格差を含む）
- (3) 行政（マネジメント能力、組織体制、各組織の TOR とその実態、データ管理と事業計画への活用状況、他関係省庁との調整能力、事業実施や予算管理・執行に関する意思決定プロセス、モニタリング体制と運用状況等）
- (4) 財政（国家予算・支出に占める割合、公的予算・支出に占める各分野・段階の割合、政府経常予算・支出の内訳、予算・支出における国内・対外予算の割合、ユニットコスト分析、予算・公共支出管理制度等）
- (5) 初等教育及び中等教育における学習成果の達成状況（全国統一試験、国際学力調査、その他統一試験の結果およびその経年変化等の確認）、学習成果・達成の評価の仕組み）
- (6) 就学前教育、初等教育、並びに中等教育の学習環境にかかる法定と実態（教室当たり／教員一人当たりの児童数、児童一人当たりの教科書保有率、年間授業時間数、等）
- (7) 教員・保育士の資格、配置状況（男女比とその経年変化含む）、管理制度（雇用制度、勤務管理・評価やその権限主体）、教員・保育士の養成・研修・能力強化制度（現職教員能力強化にかかる制度と運用概況を含む）、教員養成課程の学生の男女比とその経年変化
- (8) 就学前教育、初等教育、並びに中等教育のカリキュラム、教科書・教材、及びアセスメントの開発・改定及び運用体制（教材等の内容、教材開発主体とその能力、教材選択・購入の権限の所在、教科書調達の流れ、教材配布状況、教員による教科書活用状況、民間企業や国内業者の役割、学力評価の枠組みと運用状況）
- (9) インフラ・資機材の整備状況（学校、教員養成校等の状況）
- (10) 地方分権化・住民参加の制度・実態
- (11) 主要ドナーの支援状況

別紙 2

業務完了報告書目次案

注 1) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、調査結果及び発注者との協議に基づき最終確定するものとする。

注 2) 女子教育、不就学者、ICT それぞれに業務完了報告書を作成することとする（以下「〇〇」としている部分はそれぞれの分野名が入る）。

第 1 章 調査概要

- 1-1 調査の背景・経緯・目的
- 1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

第 2 章 調査結果

- 2-1 〇〇分野に関する基礎的な情報及び現状
- 2-2 〇〇分野に対する必要な対策に関する国際的な議論
- 2-3 〇〇分野に関する主要ドナーの方針・内容
- 2-4 〇〇分野に関する日本国内の法令・政策・事例
- 2-5 〇〇分野に関する本邦企業／本邦 NPO の取組み事例
- 2-6 〇〇分野に関する JICA の取組み事例
- 2-7 〇〇分野に関する現地調査結果
- 2-8 開発コンサルタント等を対象にしたセミナー結果
- 2-9 広報活動及び啓発教材開発結果

第 3 章 提言

- 3-1 〇〇分野に関する JICA の協力の方向性への提言
- 3-2 〇〇分野に関する JICA の具体的な協力アプローチへの提言

第 4 章 まとめ

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：教育分野における調査業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／教育政策（2号）
- 各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／教育政策）】

- a) 類似業務経験の分野：教育分野における調査業務

- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、以下の契約期間において業務を実施する。
2020年12月中旬～2022年2月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／教育政策（2号）
- ② 女子教育
- ③ 不就学者（児童労働を含む）
- ④ ICT

(3) 現地再委託

原則認めません。ただし、特記仕様書5.（3）に記載のとおり、コロナ禍の影響が長期化し、邦人業務従事者の現地渡航が制限される状況が続く可能性も想定されるところ、必要に応じて邦人業務従事者の監理の下、現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント・NGO等）を活用した調査体制を構築することとし、当該次善策もプロポーザルに記載すること。これにかかる経費は別見積りとする。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所及び現地日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録すること。実質的な行動制約がある現地調査対象各国について、詳細は配布資料を参照のこと。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

4) 次善策としての現地再委託（提案がある場合）

(3) 以下の費目については、以下に示す定額単価にて見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 旅費（航空賃） 10,000千円

2) 一般業務費（資料等作成費）

➢ 資料翻訳費 和文／英文⇄仏文／葡文／その他言語） 200千円
（9カ国分の総額）

3) 一般業務費（特殊傭人費）

➢ 日本語／英語⇄仏語／葡語／その他言語 3,000千円（9カ国分の総額）

4) 国内研修費

➢ 開発コンサルタント等を対象としたセミナーに係る会場借り上げ費用及び講師謝金 100千円

(4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。なお、これらは2. (2) 業務量目途と業務従事者構成案に記載されている業務量の目途約18人月の内数である。

1) 業務量の目途

1) 開発コンサルタント等を対象にしたセミナー： 0.40人月

2) 広報活動及び啓発教材の作成： 2.00人月

(5) 電子入札システムに入力する見積価格には、消費税及び地方消費税を計上しないでください。最終見積では消費税率は10%として加算ください⁷。

(6) 旅費（航空賃）について、定額で10,000千円を計上ください。参考までに、当機構の標準渡航経路（キャリア）・単価を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

用務地	経路（いずれも東京発）	単価（往復）	
		ビジネス	エコノミー
パキスタン	イスラマバード	800千円	350千円
マダガスカル	アンタナナリボ	950千円	300千円
エジプト	カイロ	800千円	300千円
カンボジア	プノンペン	500千円	250千円
ガーナ	アクラ	1,050千円	350千円
ヨルダン	アンマン	950千円	400千円
パプアニューギニア	ポートモレスビー	800千円	300千円
ナイジェリア	ラゴス	1,450千円	500千円
モザンビーク	マプト	1,350千円	700千円

⁷ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書は消費税を加算して作成ください。

- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

女子教育分野のプロポーザル作成時（主に対象国選定）の参考資料は以下のとおり。

- World Economic Forum, “Global Gender Gap Report 2020” :
<https://www.weforum.org/reports/gender-gap-2020-report-100-years-pay-equality>
- UNESCO “Global Education Monitoring Report 2019 – Building bridges for gender equality ” :
<https://en.unesco.org/gem-report/2019genderreport>

(2) JICA 安全管理情報（9 か国分）

参考資料として本説明書とともに配布します。

- パキスタン、マダガスカル、エジプト、カンボジア、ガーナ、ヨルダン、パプアニューギニア、ナイジェリア、モザンビーク

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／教育政策</u>	(48.00)	(19.00)
ア) 類似業務の経験	18.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	9.00	4.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(19.00)
ア) 類似業務の経験	—	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ウ) 語学力	—	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	4.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(12.00)	(22.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	12.00	12.00
イ) 業務管理体制	—	10.00

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 10月28日（水） 10：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）会議室
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 人間開発部基礎教育第二チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

（２）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【12ヶ月を超える履行期間となる場合】

（前金払の上限額）

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

（１）第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

（２）第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。